

# 船橋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月9日  
船橋市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

船橋市の人口は64万人を超えて政令指定都市を除き全国で最大の都市となっており、都市近郊という立地条件を活かし、市内各地域で多様かつ独自性の高い農業経営が発展し、高品質な農産物を供給する、調和のとれた生産性の高い都市農業が営まれている。

一方で、経済情勢の変化等、様々な要因もあって、農業後継者の不足や担い手の高齢化、これに伴う遊休農地の増加、また、住宅等の開発による営農環境の悪化等といった問題が発生している。

こうした問題に対応するため、遊休農地の解消と発生防止に努める一方、担い手への農地利用の集積・集約化及び担い手を確保するための新規参入の促進に係る取り組みを一層強化する等、農地等の利用の最適化を推進する必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かした船橋ならではの農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、船橋市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する船橋市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の目指す農地の状況等の目標を示すものであり、上記基本構想の見直し時期や、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (令和4年4月)	1,244.5ha	74.5ha	6.0%
目標 (令和7年3月)	-	59.5ha	4.8%
※5年後の目標 (令和9年3月)	-	48.5ha	3.9%

注1：管内の農地面積(A)は耕地及び作付面積統計における耕作面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入。

注2：令和3年度の利用状況調査により判明した「緑区分の遊休農地」のうち、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、今後農地として利用する見込みがないものを除外した令和8年度末までに農地として再生利用すべき面積である26haを目標としている。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員が連携の上、農地利用状況調査及び利用意向調査を実施する。利用意向調査後は、農地の利用関係の調整のため、耕作再開、利用集積、所有者等への指導・説得等の方針を検討し、推進委員を中心として、戸別訪問等により農地の効率的利用に向けた働きかけを行う。
- 利用状況調査のほか、遊休農地及び遊休化の恐れがある農地等について、推進委員を中心として、地区ごとに現地調査を行い、地図を活用して把握する。
- 農業委員は、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。また、推進委員は、現地調査で違反転用農地及び違反転用の疑いがある農地を発見したときは、適宜、農業委員会に報告を行うものとする。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用の増進が図られるよう利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査及び利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に記録し、農地法に基づく公表を行う。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地について、「非

農地判断」の実施を協議、検討し守るべき農地の明確化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は遊休農地の割合により評価する。  
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (令和4年4月)	1,170.0ha	410.5ha	35.09%
目標 (令和7年3月)	-	509.0ha	43.5%

注1：管内の農地面積(A)は耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入。

注2：目標とする集積面積(B)及び集積率(B/A)は、船橋市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ設定している。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の 集落営農組織
現状 (令和4年4月)	799戸 (266戸)	174経営体	3経営体	78経営体	0団体
目標 (令和7年3月)	799戸 (266戸)	280経営体	3経営体	78経営体	0団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値とする。

注2：「総農家数(うち、主業農家数)」は2020年農林業センサスの数値を記入。

注3：目標数値は農水産課と調整の上記入。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 地域の農地の利用状況及び担い手の意向の把握について
- 推進委員が中心となり、管内の地域の農地の利用状況や担い手の意向の把握に努める。  
 また、遊休化の恐れや貸付希望のある農地については、重点的に働きかけを行うことで、担い手への集約化の推進を図る。

- ② 地域における農業者等による協議の推進について
  - 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、各地域において農業者等による協議の場を設けることで、将来の農地利用について考える機運づくりに取り組むとともに、集落での話し合いを推進する。
  
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
  - 管内の地域の農地の利用状況や担い手の意向を踏まえ、農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。  
また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化・新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。
  
- ④ 農地中間管理機構等との連携について
  - 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
  
- ⑤ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い
  - 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和4年3月）	1人、0.6ha	1経営体、0.7ha
目標 （令和7年3月）	3人、2.1ha	2経営体、2.2ha

注1：新規参入者数については、過去の実績から年間目標を1経営体と設定し、個人は3年で2経営体、法人は3年で1経営体とする。

注2：新規参入者取得面積については、過去3年間の権利移動面積の平均の1割である1haを全体の年間目標とし、個人、法人に分け設定する。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ② 新規参入の促進について

- 新規参入に係る研修や説明会への参加等により情報収集を進めるとともに、参入希望者への支援等、新規就農の促進を図る。
- 担い手不足が懸念される地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して企業の参入の推進を図る。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。